

○松本市差別撤廃人権擁護審議会規則

平成11年3月12日

規則第4号

改正 平成24年6月8日規則第32号

(趣旨)

第1条 この規則は、松本市部落差別をはじめとするあらゆる差別撤廃と人権擁護に関する条例(平成11年条例第2号)第7条の規定に基づき、松本市差別撤廃人権擁護審議会(以下「審議会」という。)の組織、運営等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(委員の区分)

第2条 審議会の委員は、次に掲げるもののうちから市長が委嘱する。

- (1) 有識者
- (2) 公募者(市内に住所を有する者に限る。)
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

(会長)

第3条 審議会に会長及び副会長各1人を置き、会長は委員の互選により定め、副会長は会長が指名する。

- 2 会長は審議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときに、その職務を代理する。

(会議)

第4条 審議会は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決定し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第5条 審議会の庶務は、総務部人権・男女共生課において処理する。

(補則)

第6条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成11年4月1日から施行する。

(松本市同和対策審議会条例施行規則の廃止)

- 2 松本市同和対策審議会条例施行規則(昭和45年規則第7号)は、廃止する。

附 則(平成24年6月8日規則第32号)

この規則は、平成24年6月25日から施行する。